

# 令和3年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する 学習・生活支援事業委託仕様書

## 1 趣 旨

この仕様書は、令和3年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業（以下「事業という」）の実施について、必要な事項を定める。

## 2 目 的

本事業は、生活困窮家庭の中学生及び高校生、高校中退者、中卒者等を含む高校生世代（以下「高校生世代」という。）を対象に、教育相談及び学習支援を実施するとともに、その保護者も含めた生活習慣の改善に関する助言及び進学・就労に向けた進路選択や再就学に関する情報提供等の相談支援等に取り組み、高等学校や大学等への進学を支援することにより、卒業後の安定した就職に結び付け、生活困窮家庭の中学生や高校生世代の自立促進を図ることを目的とする。

## 3 委託契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 4 実施内容

### (1) 学習・生活支援の内容

中学生、高校生世代に対する教育相談及び学習支援、生活習慣の改善に関する助言及び進学・就労に向けた進路選択や再就学に関する情報提供等の相談支援等を実施する。

また、必要に応じて、保護者への教育相談等の生活、養育支援を行う。

### (2) 事業報告

学習・生活支援の実施内容については、記録に残し、県に報告する。

### (3) 教育支援員の設置

この事業の実施にあたり、受託事業者は、(5)に規定する要件を備えた教育支援員を5に示す各地区に配置し、事業の実施を行うこと。なお、教育支援員は他地区の教育支援員を兼ねることができる。

### (4) 統括責任者の設置

この事業の実施にあたり、受託事業者は、(5)に規定する要件を備えた統括責任者を5に示す各地区に配置し、事業の企画・運営等を行うこと。

なお、統括責任者は教育支援員を兼ねることができる。

### (5) 教育支援員・統括責任者の要件

教育支援員および統括責任者は、教育免許を所持している、または学習塾での学習指導経験がある等支援対象者への学習・生活支援の能力を有するとともに、生活困窮家庭の福祉の向上に理解と熱意のある者であること。

### (6) 学習・生活支援の方法

学習・生活支援は、家庭訪問または教室形式による方法により実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響等、やむを得ない事情によりこれらの方法による指導が困難な場合は、オンライン等の方法をもって事業を実施することも可能とする。また、家庭訪問または教室形式により実施する際には、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。

詳細は「令和3年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領」  
のとおり。

## 5 事業実施目標

(中学生)

- ・県内4地区(北勢地区、多気度会地区、紀北地区、紀南地区)。
- ・定員12名。ただし、年度途中で定員を超えて、緊急に学習・生活支援を行う必要な者が生じた場合、受託者と県は協議を行い、定員を超えて学習・生活支援を実施することができる。
- ・家庭訪問および教室形式により実施し、1回90分、週1回程度とする。

(高校生世代)

- ・県内4地区(北勢地区、多気度会地区、紀北地区、紀南地区)。
- ・定員6名。ただし、年度途中で定員を超えて、緊急に学習・生活支援を行う必要な者が生じた場合、受託者と県は協議を行い、定員を超えて学習・生活支援を実施することができる。
- ・家庭訪問および教室形式により実施し、1回90分、週1回程度とする。

(事業実施の回数)

- ・学習・生活支援の実施回数の総計は516回程度とする。
- ・一人又は複数人の教育支援員が、複数名の支援対象者を同時に支援した場合、教育支援員の人数をもって支援回数とみなす。

## 6 事業に要する経費

委託料は5,770,600円(消費税等を含む)を上限とする。

なお、この費用には企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、委託者との打合せに要する費用も含まれる。

ただし、この事業を実施するための教育支援員に要する経費については、1回あたりの単価に実績を乗じて支払うものとする。学習・生活支援1回あたりの単価は、教育支援員の派遣等に要する経費を予定回数で除したものとする。

## 7 契約に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。

(4) 契約書作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。変更契約についても同様とする。

## 8 その他

(1) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

(2) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負う。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

② 契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(3) 個人情報の取扱い

業務上知り得た個人情報は、個人情報保護に係る法令、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切な措置を講ずるものとし、事業終了後も同様とする。

なお、受託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

(4) 障がいや理由とする差別の解消の推進について

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。